

副指導教員制度

1 副指導教員制度とは

卒業論文等作成の際に、自分が所属している学科の指導教員に加え、各センター（特別支援教育研究所・国際交流センター）などの教員の指導を受けられる制度です。所属学科以外の先生を副指導教員とすることにより、卒業研究テーマの選択や研究方法などについてアドバイスを受けることができます。

1 申請時期

2年次後期（1月）または、3年次後期（1月）

2 申請方法

制度の利用希望者は、教務課窓口で「副指導教員制度申請書」を受け取り、所属学科の指導担当教員（担任等）の承認を得た上、副指導を希望する教員に指導を依頼してください。双方の教員から承諾が得られた場合は、承諾の署名を受けた「副指導教員制度申請書」を教務課へ提出して、副指導教員制度の申請を行います。

その後、所属学科の担当教員による指導のもと、併せて副指導教員の指導を受けることができます。

3 制度の利用条件

所属学科の指導担当教員（担当等）及び副指導を依頼する教員、双方の承諾が得られた場合に制度を利用することができます。

指導を受けたら、随時「副指導教員制度記録カード」へ指導内容を記入し、自身の研究等に活用してください。

4 修了について

副指導教員による指導が修了したら、自身の取り組み内容と、副指導教員の指導内容が書かれた「副指導教員制度記録カード」を教務課に提出します。